

1 議員の感染が確認された場合等の連絡体制

(1) 議員から議会事務局への連絡

①連絡が必要な場合

議員は、以下のいずれかに該当する場合、議会事務局にすみやかに連絡する。

ア 感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定）

イ 濃厚接触者と判断された場合（保健所による判断）

ウ 家族等の関係者で感染が確認された場合（PCR検査等の陽性確定）

②連絡先 議会事務局（直通0984-35-3718）

③議会事務局の確認事項 ※別紙「確認シート」参照

ア 感染確認等の概要（感染が確認された日時、PCR検査の実施 等）

イ 現在の症状

ウ 保健所や医療機関等からの指示内容

エ 当面の滞在場所（自宅、医療機関、ホテル等）及び連絡先

オ 感染確認前の主な行動歴、議会（市役所）への登庁日時等

カ 県からの公表予定事項（年代、性別、発症日時、症状、居住地、職業、行動歴、感染経路、濃厚接触者 等）

キ 氏名公表の可否 等

(2) 議会事務局から関係者への連絡

①関係議員への連絡

議会事務局は、議員から感染が確認された旨等の連絡があった場合、関係議員（正副議長、関係常任委員会・特別委員会正副委員長等）にすみやかに連絡するとともに、状況に応じて全議員に対して情報を提供する。

②関係機関との連絡調整

議会事務局は、議員等の感染を踏まえた議会の対応の検討のため、関係機関（県の関係課、保健所、市の担当課 等）と連絡調整を行う。

2 感染確認を踏まえた議会としての対応

(1) 議会としての対応を検討する場

議員の感染が確認された場合などにおける議会としての対応の検討は、議会運営委員会または全員協議会で行う。

議員の感染が確認された場合、または、議員が濃厚接触者と判断された場合若しくは家族等関係者で感染が確認された場合には、議会開会中、閉会中を問わず、すみやかに開催する。なお、議会運営委員会または全員協議会を開催する時間的余裕がない場合、または、緊急に対応を要する事項等がある場合は、議会事務局が正副

議長等と協議し、協議結果等をメール、ファックスにより関係議員に周知を行う。

※氏名の公表等にあたっては、議員本人や家族、関係者、感染源となった方々への誹謗中傷や差別を生じさせないように、議員、議会事務局においても情報管理の徹底に努め、正確かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、報道機関等にその配慮を求めるものとする。

(2) 協議事項

①議員の感染が確認された場合及び議員が濃厚接触者と判断された場合

- ア 本人の感染等の状況を報告
- イ 議会からの公表（内容、方法、時期 等）
- ウ 議会における感染防止対策の強化
- エ 議会（市役所）の消毒
- オ 議会日程の調整
- カ その他

②宮崎県において注意・警戒レベルの変更など県内の感染状況等が大きく変化した場合

- ア 議会における感染防止対策強化や緩和
- イ 議会日程の調整
- ウ その他

3 その他

新型コロナウイルス感染について上記のとおり整理したが、議員個人が個人として活動する場合は、国、県が示す「新しい生活様式」等に基づく基本的な対策等を確実に実践し、感染防止に努めるものとする。

また、事務局職員が感染した場合についても上記に基づいて対応するものとする。